

PAQUEBOT郵便小論(2)

—海外発送実状とその知識—

李 昌 性

4. 船函郵便(PAQUEBOT)の定義

船内に郵便局の無い商船の、船内ポストに、公海上で、即ち航海中投函された通常郵便物(第1種、第2種、印刷物、エログラム、小型包装物のみ、小包は不可)に、旗国或いは維持国の適正料金(註8)が貼られ、入港した最寄りの郵便局に船内郵便責任者が直接出頭する事により、或いは上陸不能等の場合はパイロット、代理店に託す場合は、書面による郵類等による取り扱いを受ける。U. P. U条約に規定された特殊郵便物を意味します。

註8: Frank Mailであるために国内1種料金又は該国よりの船便料金、航空便に於いては該国よりの規定航空料金。

船函郵便の具備する条件として、引受局の外信用日附印に依る、外国切手に対する消印を合法化するU. P. U規定が該封筒(註9)の余白部に“PAQUEBOT”“NAVIRE”“SHIP”又はこれと同意味の語句の捺印又は手書きされることが要求されています。

地方の小さな港町の郵便局や、船函郵便取り扱い要領のよくわからない郵便局では、消印はするが、PAQUEBOT語句の捺印又は手書きを忘れることがよくある。故意に消印しないで発送する郵便局もたまにある。

註9: 遞送上には何らの支障もないの

ですが手書きされたPaquebot CoverはMerchant Marine Coverとしての扱いで収集家から敬遠される傾向がある。

a. 商船封皮(Merchant Marine Cover)
発送依頼人である船内郵便責任者が所有している私印であるPAQUEBOT表示印をあらかじめ発送郵便物の余白部に押印しておく引受局では日附印だけ押して発送するようになります。このようにして発送されたものPAQUEBOT表示印の脱落したもの、又は手書きされたものは、実際上はPAQUEBOT郵便により遞送配達されますが厳密に定義分類した場合には商船封皮として分類されるPrivate Paquebot Marked Coverとも呼ばれます。

b. 船函封皮(Paquebot Cover)
引受局に配備されたPaquebot又はこれと同意語表示印の押捺が施されて適正料金貼りにより発送された郵便物を総称して、Official Paquebot Marked Coverとも呼ばれます。英国植民地又はUK諸国では日附印の中にPaquebotの語句が入っている特殊日附印で消印された船函郵便がある。

5. 船函郵便の法的解釈

a. U. P. Uの外国郵便に対する基本精神